

## 京都府緊急事態措置協力金の 支給申請が始まります

### 受付期間

令和3年2月8日(月)から令和3年3月1日(月)まで(消印有効)

### 申請方法

- ① WEB 申請
- ② 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。(第1期協力金とはちがっています)

(宛先)

〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

※持参による受付、対面での説明は行いません。

※複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行った施設(店舗)分を一括して申請してください。

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。なお、郵送前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。

### 協力金の支給対象

次の全ての要件を満たすこと

1. 京都府内で1月13日以前に、午後8時～午前5時に営業を行っている施設を運営している事業者
2. 必要な許可等を得ていること
3. 時短営業の協力開始日から、令和3年2月7日まで連続して時短要請に応じていること
4. ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること
5. 代表者、役員、従業員、構成員が暴力団員でなく、暴力だ人と関係がないこと。

## 支給額

1 施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×6万円  
（店休日を除く）

※第2期京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と同時に申請することができます。

（1月12～13日 京都市内で営業する「酒類を提供する飲食店」・「接待を伴う飲食店」にたいし、  
午前5時～午後9までの営業を要請 協力金 1日4万円）

### ＜参考＞新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と緊急事態措置協力金との比較

	京都府による要請 （新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）		緊急事態宣言に伴う要請 （緊急事態措置協力金）
	第1期	第2期	
期 間	12月21日(月)～ 1月11日(月)【22日間】	1月12日(火)～ 1月13日(水)【2日間】	1月14日(木)～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市内		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）
要請内容	午前5時から午後9時までの間の営業を要請		午前5時から午後8時までの間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
対 象 者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 （※規模の限定なし）
猶予期間	遅くとも12月25日(金)～	遅くとも1月13日(水)	時短営業の協力開始日～
受付期間	1月12日(火)～ 2月1日(月)	2月8日(月)～ 3月1日(月)	2月8日(月)～ 3月1日(月)

## 申請に必要な書類

		緊急事態措置協力金	第2期新型コロナウイルス拡大防止協力金
提出書類	1	京都府緊急事態措置協力金申請書（様式1, 様式1-1）	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式1、1-1）
	2	誓約書（様式2）	誓約書（様式2）
	3	支払口座振替依頼書（様式3）	
申請に関する添付書類	4	口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）	
	5	本人確認書類の写し 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）	
	6	直近の確定申告書別表一の写し ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）又は法人設立届出書（写し）を提出してください。	
施設に関する添付書類	7	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し 「1、接待を伴う飲食店」は風俗営業許可証、「2、酒類を提供する飲食店等」は飲食店営業許可証。
	8	施設（店舗）の外観（屋号が分かるもの）の写真 ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合は写り込むように	
	9	施設（店舗）の内観（店内の様子が分かるもの）の写真	
	10	直近（令和2年11月、12月、令和3年1月のいずれか）の月締め帳簿	
	11	通常午後8時以降も営業していたことがわかる資料の写し（看板、ホームページ、チラシ等）	通常午後9時以降も営業していたことがわかる資料の写し（看板、ホームページ、チラシ等）
	12	営業時間の短縮状況、酒類の提供時間がわかる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）	時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）
	13	理由書（様式4） ※前年と定休日等の店休日が異なる場合のみ提出してください。	「2、酒類を提供する飲食店等」は提供していることが分かる資料の写し（メニュー、酒類の納品書等）
	14		理由書（様式4） 前年と定休日や年末年始の店休日異なる場合のみ提出してください。

左：緊急事態措置協力金（1月14日～2月7日）

右：第2期 感染拡大防止協力金（1月12, 13日）

WEB申請の場合、添付資料はスマートフォン等で撮影した写真も可。複数施設を申請する場合は店舗ごとに7～13の書類をまとめて出してください。

京都市内で酒類の提供を行う飲食店等を運営している中小企業・団体、個人事業主で「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（1月12, 13日）と同時に申請する場合、3～6、8～10の書類は重複するため、省略できます。